

# 苫小牧市水防計画 (改定案)

苫小牧市  
平成28年 月

## 苫小牧市水防計画

### <目次>

第1章 総則 .....	P 3
第2章 水防組織 .....	P 6
第3章 重要水防箇所 .....	P 7
第4章 予報及び警報 .....	P 8
第5章 水位等の観測、通報及び公表 .....	P 21
第6章 通信連絡 .....	P 25
第7章 水防施設及び輸送 .....	P 26
第8章 水防活動 .....	P 27
第9章 協力及び応援 .....	P 31
第10章 水防信号、水防標識及び身分標証 .....	P 32
第11章 費用負担と公用負担 .....	P 34
第12章 水防報告 .....	P 35

# 苫小牧市水防計画

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる苫小牧市が、同法第33条第1項の規定に基づき、苫小牧市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、苫小牧市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第1 水防の責任等

##### 1 市の水防責任

市はその区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）。

##### 2 道の責任

道は道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 水防管理団体（苫小牧市）

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 平時における河川等の巡視（法第9条）
- (3) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (4) 水防団及び消防機関（水防活動従事者）の出動準備又は出動（法第17条）
- (5) 警戒区域の設定（法第21条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (9) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (10) 水防協力団体の指定（法第36条）

## 2 指定水防管理団体（苫小牧市）

指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。

- (1) 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
- (2) 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第33条第1項、第2項及び第3項）
- (3) 毎年の水防訓練の実施（法第32条第2項）

## 3 市防災会議

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）

## 4 北海道

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第4項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）
- (5) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、第11条第1項、第13条の2）
- (6) 水位の通報及び公表（法第12条）
- (7) 水位情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2）
- (8) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
- (9) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (11) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (12) 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

## 5 国土交通省（北海道開発局）

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第13条の2）
- (3) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (4) 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項、第13条の2）
- (5) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）

## 6 気象庁（札幌管区気象台）

- (1) 気象予報及び警報の通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

## 7 量水標管理者

水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）

## 8 居住者等

水防活動への従事（法第24条）

### **第3節 水防計画の作成及び変更**

市は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、苫小牧市防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

### **第4節 津波における留意事項**

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防職員等の水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防活動に従事する者の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### **第5節 安全配慮**

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者等自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

以下は、水防活動従事者等の安全確保のために配慮すべき事項の例である。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時の最新の気象情報収集は、必ず複数人で消防車両を使用し、車載ラジオ、無線等により状況を把握し、車両サイレン及びトランシーバーで活動団員に連絡する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため従事者を随時交代させる。
- 5 水防活動は複数人で行う（水門等操作を含む）。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防活動従事者等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 津波浸水想定の区域内にある水防活動従事者等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として待避を優先する。
- 11 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防活動従事者等に配付し、安全確保に関する研修を実施する。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防本部の設置

市は、苫小牧市災害対策本部条例（昭和39年条例第37号）及び苫小牧市防災会議運営規程（平成元年7月7日防災会議議決）の定めるところに準じ、苫小牧市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総括部（危機管理室）で行うものとする。

### 第1 市の組織

水防に関する警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

### 第2 水防本部の組織

市の水防に関する組織は、次のとおり。

- 1 水防本部の組織は、苫小牧市地域防災計画風水害等対策編第3章第1節第1の定めるところに準じることとし、特に水防に関する各部の水防事務は次のとおりとする。

部	水防事務
総括部	(1) 関係機関等との連絡調整に関すること (2) 通信連絡機能の確保に関すること (3) 気象警報の受理伝達に関すること (4) 警察官の援助の要求に関すること
土木建築対策部	(1) 河川、排水路等の被害調査及び応急対策に関すること (2) 河川の巡回警戒に関すること (3) 応急資材の調達及び分配に関すること (4) 水防資材の輸送に関すること
消防部	(1) 水防作業に関すること (2) 重要水防区域の巡回警戒に関すること (3) 人命救助に関すること (4) 水災の警報、警戒広報、情報収集及び通信に関すること (5) 消防職団員の動員に関すること

### 第3 消防機関の組織

消防機関の組織及び消防機関の水防分担区間は資料編1及び資料編2のとおり。

## 第3章 重要水防箇所

### 第1節 重要水防箇所等

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

#### 第1 本市の区域内の河川等における重要水防箇所

【知事管理区間（室蘭建設管理部）】

水系名 ・ 河川名	右・左 岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水 防区域 延長	重 要 度	築堤 有無	備考
		地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
安平川水系 ・ 勇払川	右岸	あけぼの町 1丁目	夕振大橋	11.60	あけぼの町 5丁目	企業局堰	14.60	3.00	B	有	分水堰、樋門、取水堰
安平川水系 ・ 安平川	右岸	柏原	企業局堰	9.00	柏原	遠浅川 合流部	10.80	1.80	B	有	取水堰
苦小牧川水系 ・ 苦小牧川	左岸	元町3丁目	河口	0.00	清水町4丁目	王子製紙取 水堰	4.50	4.50	B	有	取水堰
	右岸	有明町1丁目	河口	0.00	松風町	見山橋	2.28	2.28	B	無	
錦多峰川水系 ・ 錦多峰川	左岸	美原町2丁目	J R 橋	0.26	のぞみ町 3丁目	錦多峰1号線	1.68	1.42	B	有	
	右岸	宮前町1丁目	J R 橋	0.26	明徳町1丁目	新錦橋	1.30	1.04	A	有	樋門

#### 第2 本市の区域内の海岸における重要水防箇所

【指定海岸 胆振海岸（室蘭開発建設部）】

指定海岸	地区	水防警報区間
胆振海岸	苦小牧地区（苦小牧港～小糸魚川） 樽前地区（小糸魚川～別々川） 白老地区（別々川～白老川） 北吉原地区（白老川～敷生川） ※水防活動の実施区間は苦小牧地区及び樽前地区	自 苦小牧市元町1丁目143番南西角 至 白老郡白老町字北吉原171番2南 西角

### 第3 大雨洪水時重要巡回点検箇所

大雨洪水時において道路冠水、路面決壊、河岸決壊、河川溢水等の被害が予想される箇所は資料編3「大雨洪水時重要巡回点検箇所図」のとおり。

## 第4章 予報及び警報

### 第1節 気象庁が行う予報及び警報

#### 第1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

室蘭地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

## 1 大雨注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
胆振地方	胆振中部	苫小牧市	平坦地：R 1 = 30 平坦地以外：R 1 = 40	81

【備考】欄中のR 1は1時間雨量を示す。

## 2 大雨警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
胆振地方	胆振中部	苫小牧市	平坦地：R 1 = 50 平坦地以外：R 1 = 70	123

【備考】欄中のR 1は1時間雨量を示す。

## 3 洪水注意報発表基準

一時細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
胆振地方	胆振中部	苫小牧市	—	苫小牧川流域=7 幹線排水路流域=9 錦多峰川流域=11 勇払川=14	—	—

【備考】基準が設定されていない市町村等については — で示している。

## 4 洪水警報発表基準

一時細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
胆振地方	胆振中部	苫小牧市	—	苫小牧川流域=14 幹線排水路流域=11 錦峰川流域=14 勇払川=17	—	—

【備考】基準が設定されていない市町村等については — で示している。

## 5 高潮注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
胆振地方	胆振中部	苫小牧市	1.1m
【備考】潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）			

## 6 高潮警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
胆振地方	胆振中部	苫小牧市	1.3m
【備考】潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）			

## 7 大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

## 第2 津波警報・注意報等の種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生から約3分間を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

### 1 種類

大津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）
津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表

※地震発生後、予想される津波の高さが0.2m未満で被害の心配がない場合、又は津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表する。

## 2 発表される波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5 m～10m	10m	
	3 m～5 m	5 m	
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い
津波注意報	0.20m～1 m	1 m	(表記しない)

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## 3 津波注意報発表基準

津波予報区	区域	発表基準
北海道太平洋沿岸西部	北海道	北海道太平洋沿岸西部で予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合

## 4 津波警報発表基準

津波予報区	区域	発表基準
北海道太平洋沿岸西部	北海道	<p>【大津波警報】</p> <p>北海道太平洋沿岸西部で予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合</p> <p>【津波警報】</p> <p>北海道太平洋沿岸西部で予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下である場合</p>

## 5 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

### (津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表する
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予測時刻を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

(注)

津波観測に関する情報の発表内容について

- (1) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- (2) 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- (1) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- (2) 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (3) ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

## 6 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般的な利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

## 第2節 水位周知河川における水位到達情報

### 第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川について大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

## 第2 道が行う水位到達情報の通知

### 1 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名		区域
安平川	安平橋	自 勇払郡安平町追分縁が丘49番地先国道234号追分橋下流端 至 第一安平鉄道橋下流端
	源武橋	自 第一安平鉄道橋下流端 至 勇払郡安平早来源武530番地3地先拓南橋上流端
勇払川	沼ノ端	自 苫小牧市字柏原257-2地先ウトナイ湖下流端（JR千歳線新勇払川） 至 安平川との合流点
苫小牧川	高丘	自 苫小牧市清水町4丁目3番地1地先 至 海

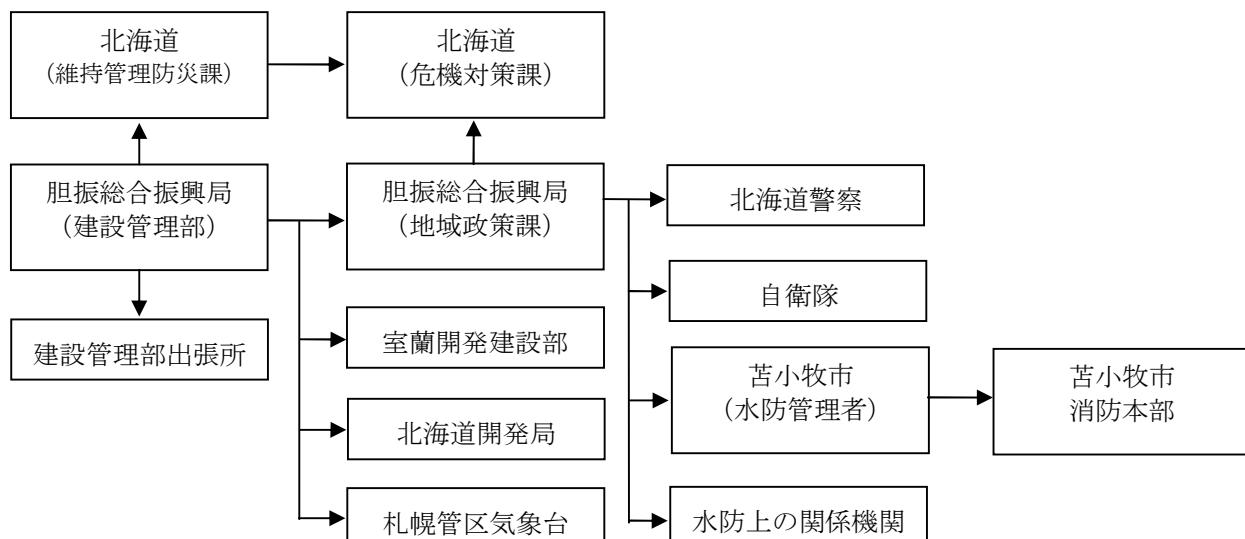
### 2 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

(単位 m)

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
安平川	安平橋	勇払郡安平町字安平地先河川敷	26.58	27.28	28.11	28.44	28.61
	源武橋	勇払郡安平町字源武地先河川敷	6.77	7.58	8.22	8.49	8.99
勇払川	沼ノ端	苫小牧市字沼ノ端地先河川敷	2.12	2.63	2.80	3.20	3.23
苫小牧川	高丘	苫小牧市字高丘地先河川敷	7.09	7.94	8.70	8.90	9.12

※担当官署 胆振総合振興局室蘭建設管理部

### 3 知事が行う水位情報の伝達経路



### 第3節 水防警報

#### 第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短かすぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

### 第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

#### 1 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知する。水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水、法崩（堤防斜面）の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

## 2 水防警報を行う河川名、区域

河川名		区域
安平川	安平橋	<p><b>【左岸】</b>          自 勇払郡安平町追分緑が丘49番地先国道234号追分橋下流端          至 勇払郡安平町早来新栄699番地先第一安平鉄道橋下流端</p> <p><b>【右岸】</b>          自 勇払郡安平町追分緑が丘207番地先追分橋下流端          至 勇払郡安平町早来新栄851番1地先第一安平鉄道橋下流端</p>
		<p><b>【左岸】</b>          自 勇払郡安平町早来新栄699番地先第一安平鉄道橋下流端          至 海</p> <p><b>【右岸】</b>          自 勇払郡安平町早来新栄851番1地先第一安平鉄道橋下流端          至 海</p>
	沼ノ端	<p><b>【左岸】</b>          自 苦小牧市字高丘98番12地先          至 安平川との合流点</p> <p><b>【右岸】</b>          自 苦小牧市字高丘98番12地先          至 安平川との合流点</p>
		<p><b>【左岸】</b>          自 苦小牧市清水町4丁目3番地1地先          至 海</p> <p><b>【右岸】</b>          自 苦小牧市清水町4丁目11番地1地先          至 海</p>

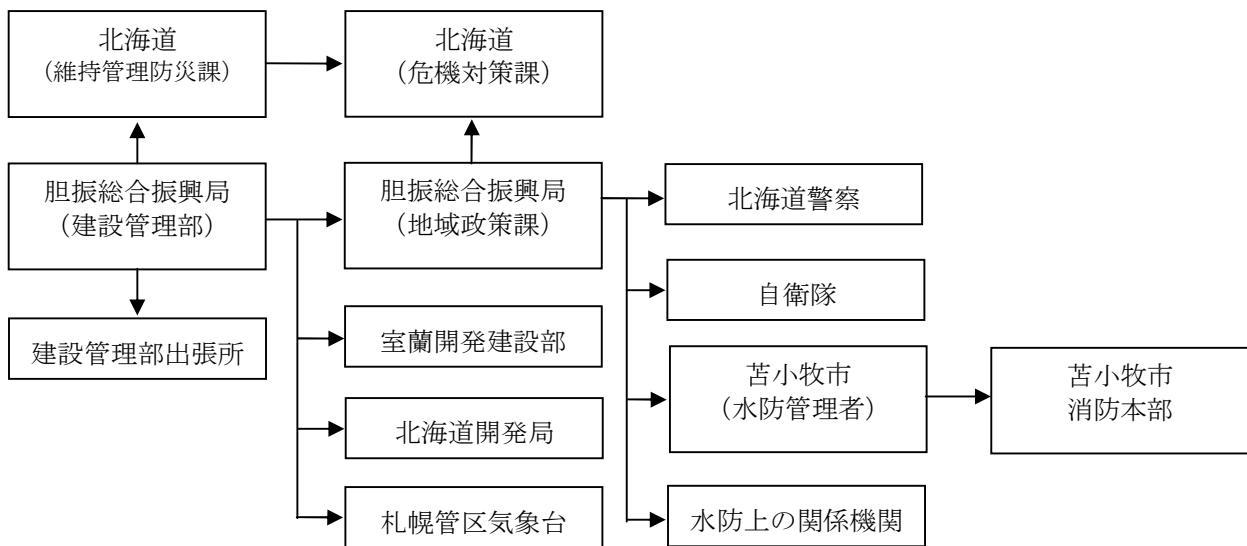
※担当官署 胆振総合振興局室蘭建設管理部

## 3 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
安平川	安平橋	勇払郡安平町字 安平地先河川敷	26.93	27.28	28.11	28.44	28.61
	源武橋	勇払郡安平町字 源武地先河川敷	6.77	7.58	8.22	8.49	8.99
勇払川	沼ノ端	苦小牧市字沼ノ 端地先河川敷	2.12	2.63	2.80	3.20	3.23
苦小牧川	高丘	苦小牧市字高丘 地先河川敷	7.09	7.94	8.70	8.90	9.12

※担当官署 胆振総合振興局室蘭建設管理部

#### 4 知事が行う水防警報の伝達経路（水防警報指定河川）



### 第3 高潮時の海岸に関する水防警報

#### 1 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

本市においては、胆振海岸（苫小牧海岸）が指定されている。

水防警報の種類、行動内容及び発令基準は、次のとおりである。

種類	行動内容
待機 ・ 準備	待機準備発令と同時に、当番の消防職員（以下、職員と称す）が出動準備態勢（水防団の準備、水防資機材の整備、避難場所の再確認、輸送の再確認）を整える。また、情報収集を行い、必要に応じて勤務時間外の職員を必要数動員する。さらに、予め出動地点及びルートを選定しておく。
出動	出動要請の連絡を受け、出動地点までのルートの安全を確認したうえで出動する。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警戒し、避難誘導・浸水対策等の水防活動を実施しながら、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保を開始する。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保した上で、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う。
距離確保解除	水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

## 2 水防警報の具体的な発表基準（北海道日高胆振沿岸胆振海岸）

種類	苫小牧地区（苫小牧港～小糸魚川）	樽前地区（小糸魚川～別々川）
待機 ・ 準備	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高3.8m以上かつまたは有義波周期9.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.8m以上かつ有義波周期11.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出動	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高4.4m以上かつ有義波周期9.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高6.4m以上かつ有義波周期11.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離 確保 準備	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.0m以上かつ有義波周期10.5sを以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.0m以上かつ有義波周期12.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離 確保	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.5m以上かつ有義波周期11.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等により、越波またはその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.5m以上かつ有義波周期13.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等により、越波またはその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき
距離 確保 解除	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.5m未満または有義波周期11.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.5m未満または有義波周期13.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高3.8m未満または有義波周期9.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.8m未満または有義波周期11.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

### 【有義波高・有義波周期】

ある地方で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均したものを作成する。これを「有義波高・有義波周期」という。

### 【苫小牧港波浪観測所】

国土交通省北海道開発局が白老町社台沖に設置する観測所。

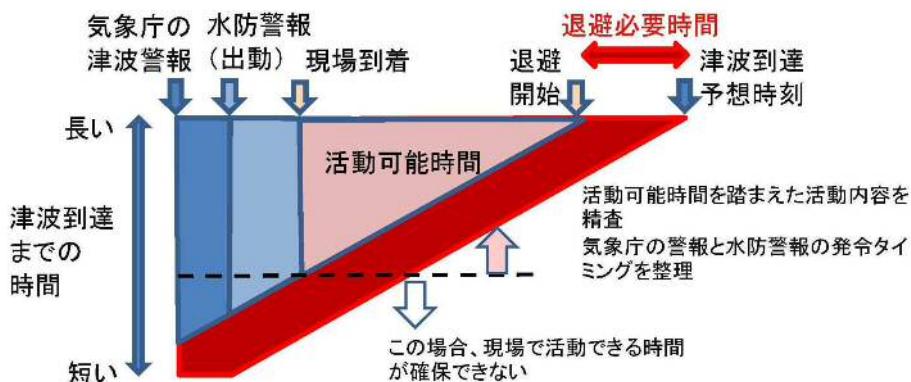
## 第4 津波に関する水防警報

### 1 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関する機関に通知するものとする。

※ 日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

※ 各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※ 退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間

水防（水防管理者）の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。ただし、次のア～ウのように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ア 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- イ 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ウ チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」の確保が十分に確保できる場合

発令種類	内容	発表基準
待機	水防活動従事者の安全を確認した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。

解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかつたとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする必要とする海岸状況が解消したとき。
----	-----------------------	--

※ 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防活動従事者に必ず届くことを確認しておくこと。

※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

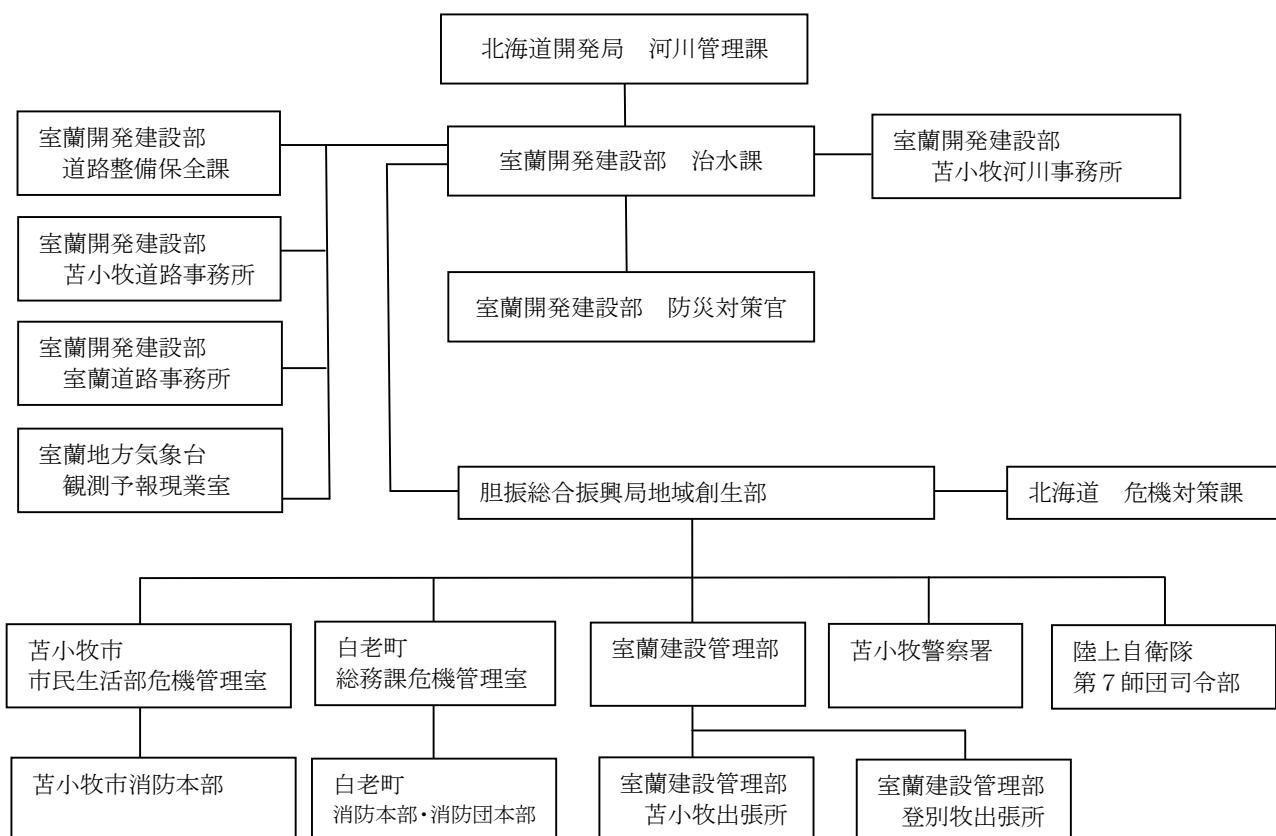
- a. 水防活動従事者（消防隊員・水防団）自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- b. 水防活動従事者等の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動従事者等の活動内容の精査・重点化
- d. 水防活動従事者等の避難手段や避難経路の確認

## 第5 水防警報の解除

水防警報の解除は、出動以上で解除する場合は、苫小牧港波浪観測所で有義波高または有義波周期が下降し、今後上昇しないと認められるとき、また、待機・準備発令時に出動を越えなかつたときは、ピークを過ぎて再上昇の可能性がないときを行う。

津波の場合は、巡視等により被害が把握されなかつたとき、または応急復旧作業が終了したとき等、水防作業の必要性が解消したときを行う。

## 第6 胆振海岸水防警報の伝達経路



## 第5章 水位等の観測、通報及び公表

### 第1節 水位の観測、通報及び公表

#### 第1 水位観測所

市内における水位観測所（道管理）は以下のとおり。

観測所名	種別	水系名	河川名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位
ウトナイ下流	水位	安平川	勇払川	苫小牧字植苗2番地先河川敷	2.33	2.40	2.45
ウトナイ上流	水位	安平川	美々川	苫小牧市字植苗150番地3号地先河川敷	2.33	2.50	2.55
美々	雨量	安平川	美々川	苫小牧市字美沢地先河川敷	—	—	—
三光町	水位	苫小牧幌内川	苫小牧幌内川	苫小牧市三光地先河川敷	3.28	4.38	5.62
錦多峰	水位	錦多峰川	錦多峰川	苫小牧市字錦岡地先河川敷	11.94	12.93	14.13

#### 第2 水位の通報

道が所管する観測所の水位は国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報することとしている。

#### 第3 障害時の水位の通報

道は所管する観測所の水位が、次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報することとしている。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクス又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 泛濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 泛濫注意水位（警戒水位）を超えて、再び泛濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 泛濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

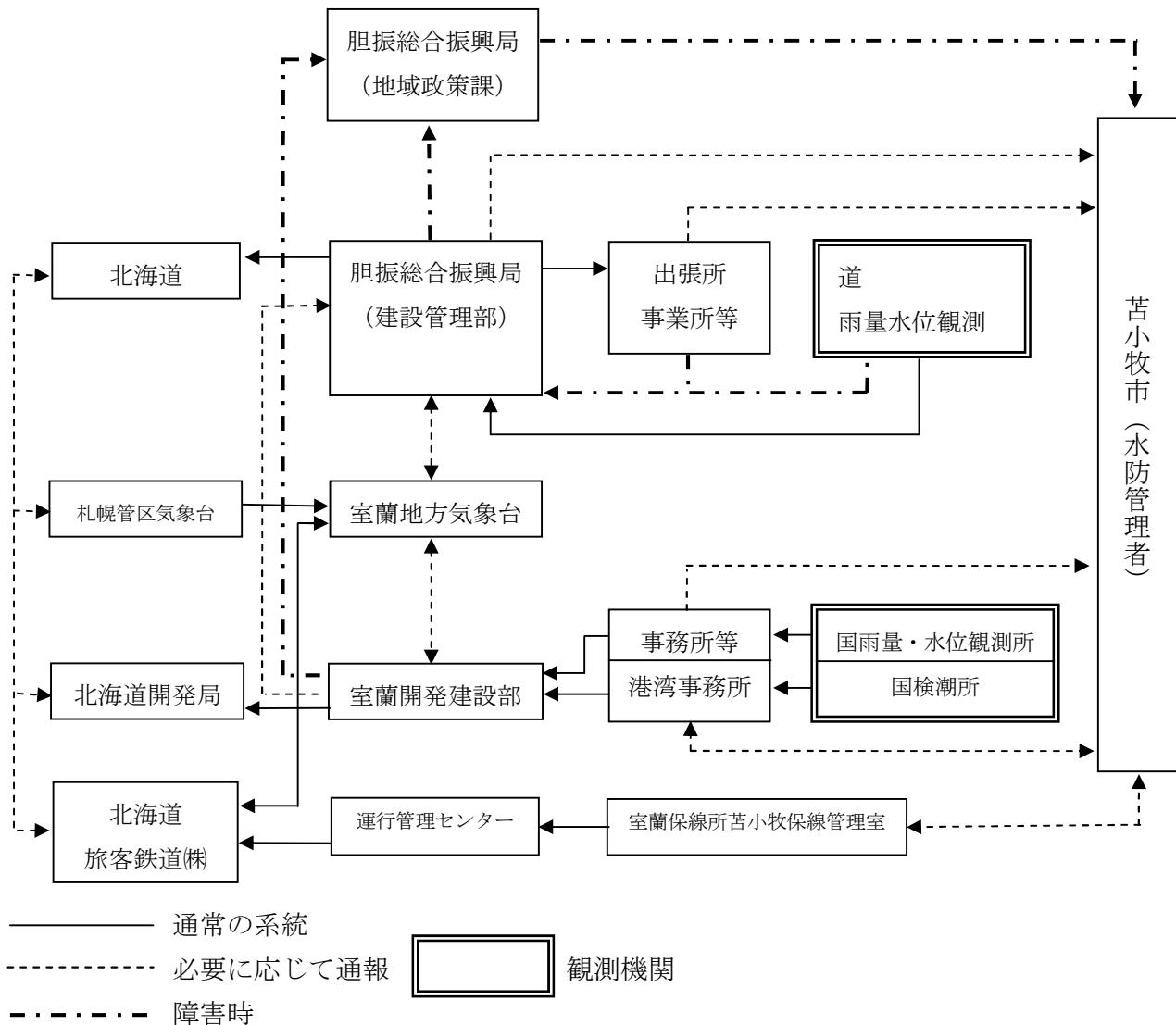
#### 第4 水位の公表

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表する。

情報システムによる河川水位の観測情報は最短10分ごとに速報値として更新されている。法第12条第2項の規定により水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

## 第5 水位等通報系統図

道及び北海道開発局からの水位等通報系統図は、以下のとおりである。



## 第6 雨量の通報

### 1 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

### 2 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。  
(2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

## 第7 潮位の通報

北海道開発局及び気象官署は、水防管理者又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報するものとする。

市内の検潮所は下記のとおりである。

港名	管理者名	位置	備考
苫小牧港（西港）	北海道開発局	苫小牧市汐見町1丁目1番8号	+2.920
苫小牧港（東港）	北海道開発局	厚真町字浜厚真35-1	+2.510

## 第2節 水防管理者、水防に関係のある機関の情報収集

### 第1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

### 1 市町村向け情報

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報（統一河川情報システム）」	<a href="http://city.river.go.jp/">http://city.river.go.jp/</a> (携帯電話用あり)	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防情報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	<a href="http://mlit.go.jp/kowan/nowphas">http://mlit.go.jp/kowan/nowphas</a>	潮位・波高
気象庁 防災情報提供システム※	<a href="https://bosai.jmainfo.go.jp/">https://bosai.jmainfo.go.jp/</a>	気象情報、解析雨量

(注) ID・パスワードにより利用

## 2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a> (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	<a href="http://www.bousai-hokkaido.jp/">http://www.bousai-hokkaido.jp/</a>	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ	<a href="http://www.jma-net.go.jp/sapporo/">http://www.jma-net.go.jp/sapporo/</a>	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	気象情報、解析雨量、レーダー・ナウキャスト、潮位、波高

## 第6章 通信連絡

### 第1節 水防通信網の確保

#### 第1 通信連絡施設等の整備強化

市（水防管理団体）及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

#### 第2 水防管理団体の通信施設

市（水防管理団体）は、一般有線通信のほか、防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。

#### 第3 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

### 第2節 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの通話」の利用

#### 第1 災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき災害時優先通信を利用することができる。

#### 第2 災害時優先通信の申込

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

#### 第3 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設

- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

## 第7章 水防施設及び輸送

### 第1節 水防倉庫及び水防資機材

#### 第1 水防資機材の備蓄

水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄するものとする。本市における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料編3「水防資機材一覧」のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じた場合は、必要に応じ、災害時応援協定等により発注調達する。

### 第2 輸送の確保

#### 第1 輸送路線の確保

水防管理者は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

#### 第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、「苫小牧市地域防災計画 交通対策・緊急輸送」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

## 第8章 水防活動

### 第1節 水防非常配備

水防管理者の発する非常配備体制は、苫小牧市地域防災計画風水害対策編第3章 第1節 第3項に定める非常配備に関する基準に準ずるものとする。

		配備	配備基準	活動内容	配備人員
本部	情報連絡体制	注意配備	○室蘭気象台から警報（大雨、高潮、洪水、風雪、大雪等）が発表されたとき。 ○降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 (○報道発表、市民へ情報提供が必要なとき。) (○情報収集、巡回広報等が必要なとき。)	・情報連絡 ・河川、崖地の警戒 (待機) (・報道・広報等) (・市民へ情報提供) (・情報収集広報等)	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 (総合政策部) (財政部)
			○降雨、降雪、河川の推移等の状況により河川・崖地の警戒又は水防活動が必要なとき。 ○局地的浸水、崖崩れが発生したとき。	・情報連絡 ・河川、崖地の警戒 ・地域の警戒 ・水防活動 ・報道・広報等 ・市民へ情報提供 ・情報収集広報等	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部
設置前	非常警戒本部	警戒配備	○河川、崖地等で災害が発生すると予測され警戒を要するとき。 ○浸水、崖崩れ等が発生したとき。 ○交通災害、ガス爆発などが発生したとき。 ○ガス漏出等により警戒、避難を要する。 ○避難勧告・指示が発令、避難所開設時	・情報連絡 ・被害状況の把握 ・水防活動 ・災害地の警戒 ・道路等施設の応急復旧	各班必要な人員
本部	災害対策本部体制	第1非常配備	○人的被害が発生したとき。 ○道路、ライフライン等市民生活に影響のある物的被害が発生したとき。 ○土砂災害等重大な被害が発生したとき。 ○市域の広範囲にわたって大規模な災害（航空機事故、油流出等）が発生したとき。	・情報連絡 ・被害状況の把握 ・救出 ・応急医療救護 ・被災者避難者救援 ・応急復旧	全職員

( ) は待機

## 第2節 巡視及び警戒

### 第1 河川等の巡視

法第9条の規定により、水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、隨時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うこと求めることができるものとする。

### 第2 非常警戒

水防管理者等の長は、非常配備を指令したときは、水防に關係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施する。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- 1 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- 2 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- 3 堤防上面の亀裂又は沈下
- 4 堤防から水があふれている状況
- 5 （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- 6 橋梁その他の構築物と取付部分の異常
- 7 ため池については、次の事項に注意するものとする。
  - (1) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
  - (2) 桶管の漏水による亀裂及び法崩れ
  - (3) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
  - (4) 流入水及び浮遊物の状況
  - (5) 周辺の地すべり等の崩落状況

### 第3節 警戒区域

#### 第1 警戒区域の指定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

## **第2 警察官の警戒区域の設定**

前項の場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## **第4節 水防作業**

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

## **第5節 避難のための立退き**

法第29条の規定により、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するものとする。

## **第6節 水門等の操作**

### **第1 水門・樋門・樋管等の操作**

#### **1 河川区間の水門等（洪水）**

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の業務処理要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

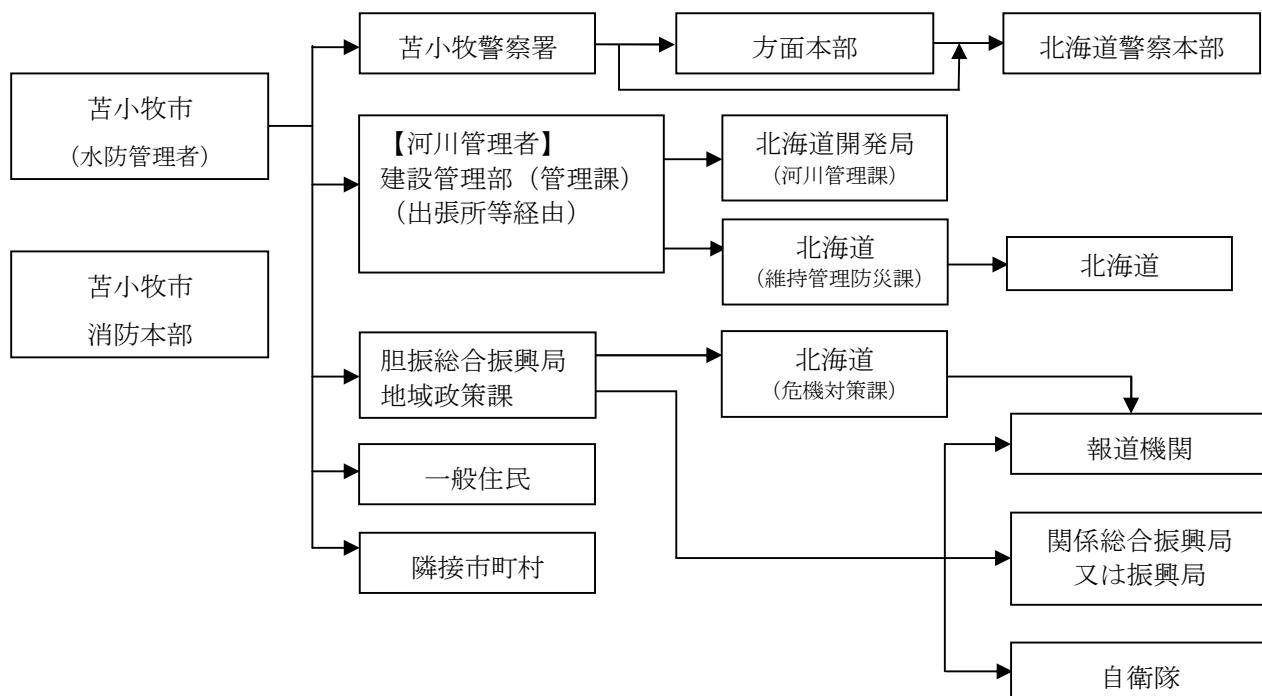
なお、市内に設置している水門・樋門・樋管等に係る定期点検及び点検に伴う整備、巡回・操作等は、別途定めている樋門、樋管委託業務処理要領により行う。

また、設置場所は「資料編 資料5 樋門・樋管等一覧」のとおり。

## 第7節 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防等の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は施設等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。



## 第8節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったときは、水防本部体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知する。

## 第9章 協力及び応援

### 第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

#### 第1 北海道開発局長の協力

- (1) 水防管理団体に対して、海岸施設に関する情報（CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 海岸施設重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

#### 第2 知事の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

#### 第3 水防管理団体相互間の応援

法第23条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

法第23条第2項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

#### 第4 警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

## 第5 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（総合振興局長又は振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

## 第10章 水防信号、水防標識及び身分証票

### 第1節 水防信号

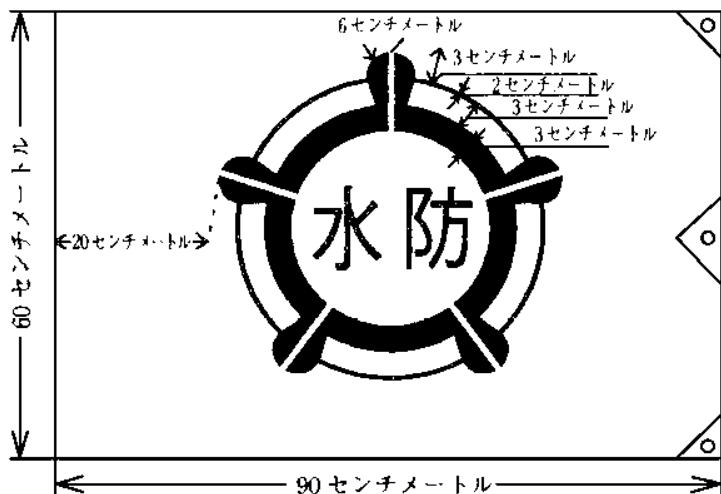
法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- 1 第1信号 気温注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○-休 止-○-

## 第2節 水防標識

法第18条の規定にされた水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



## 第3節 身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する道の職員の身分証票は次のとおりである。

(表)

第 号	水防立入調査員証
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる職員であることを証する。	
平成 年 月 日	
苦小牧市長	印

(裏)

水防法（抜粋）
第49条 都道府県知事及び水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第11章 費用負担と公用負担

### 第1節 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請するものとする。

- 1 法第23条の規定による応援のための費用
- 2 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

### 第2節 公用負担

#### 第1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両その他の運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

#### 第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

#### 公用負担権限委任証

苦小牧市水防団 ○○部長

氏 名

上記のものに 区域における水防法第28条第1項の権限を委任したこと  
とを証明する。

平成 年 月 日

水防管理者

氏 名

印

### **第3 公用負担命令書**

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第 号			
種 類	員 数		
使 用	収 用	処 分	
平成 年	月	日	
水防管理者 氏名			
事務取扱者 氏名			印
殿			

### **第4 損失補償**

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## **第12章 水防報告**

### **第1節 水防報告**

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、胆振総合振興局に報告するものとする。

- 1 消防機関及び水防団を出動させたとき
- 2 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- 3 その他報告を必要と認める事態が発生したとき

### **第2節 水防活動実施報告**

水防管理者は、水防活動が終結したときは、記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに総合振興局長に報告する。

調査対象期間 1月～5月 6月～7月 8月～9月 10月～12月
----------------------------------

## 苫小牧市水防計画

# 資料編

資料 1 消防機関の組織

資料 2 消防機関の水防分担地区

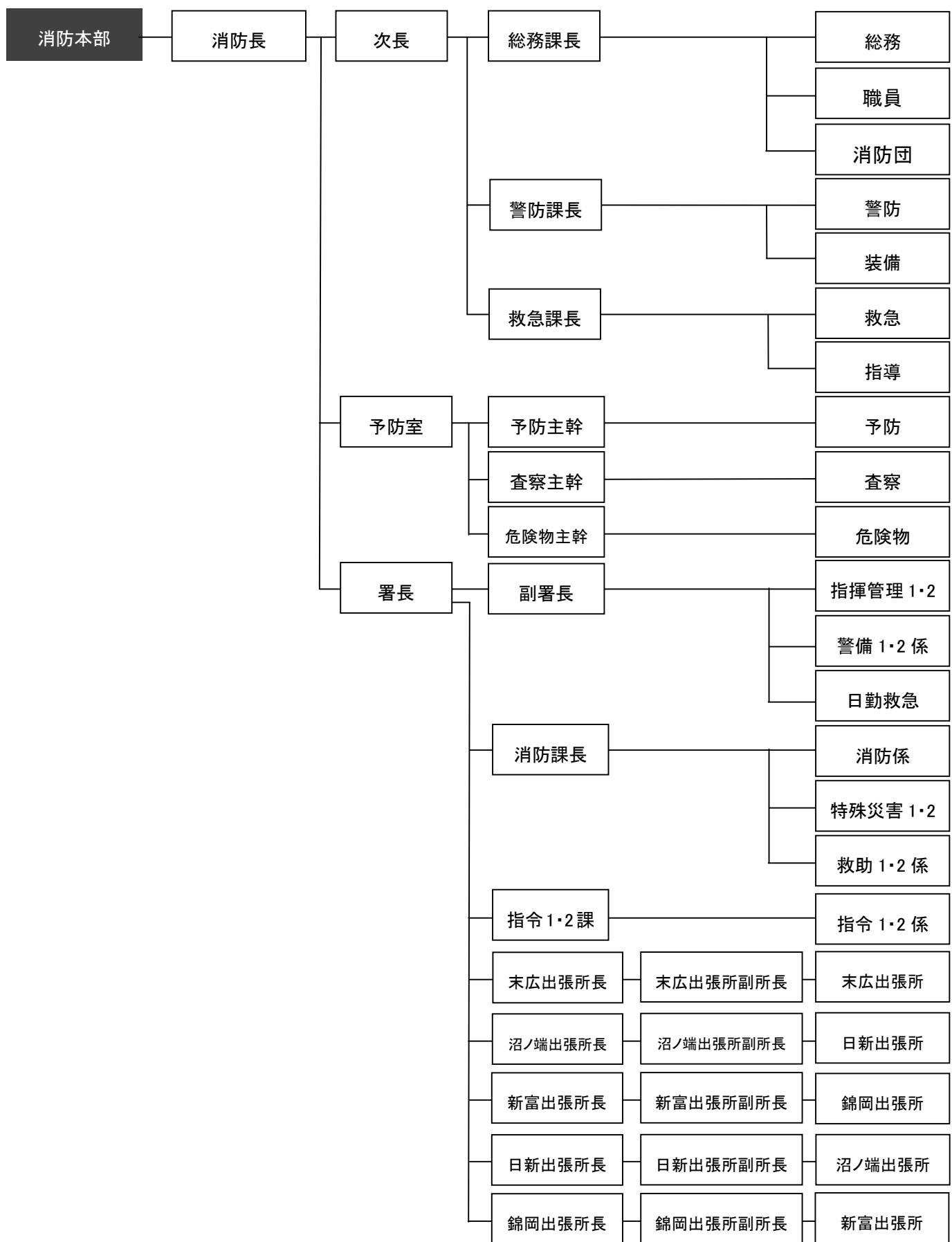
資料 3 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

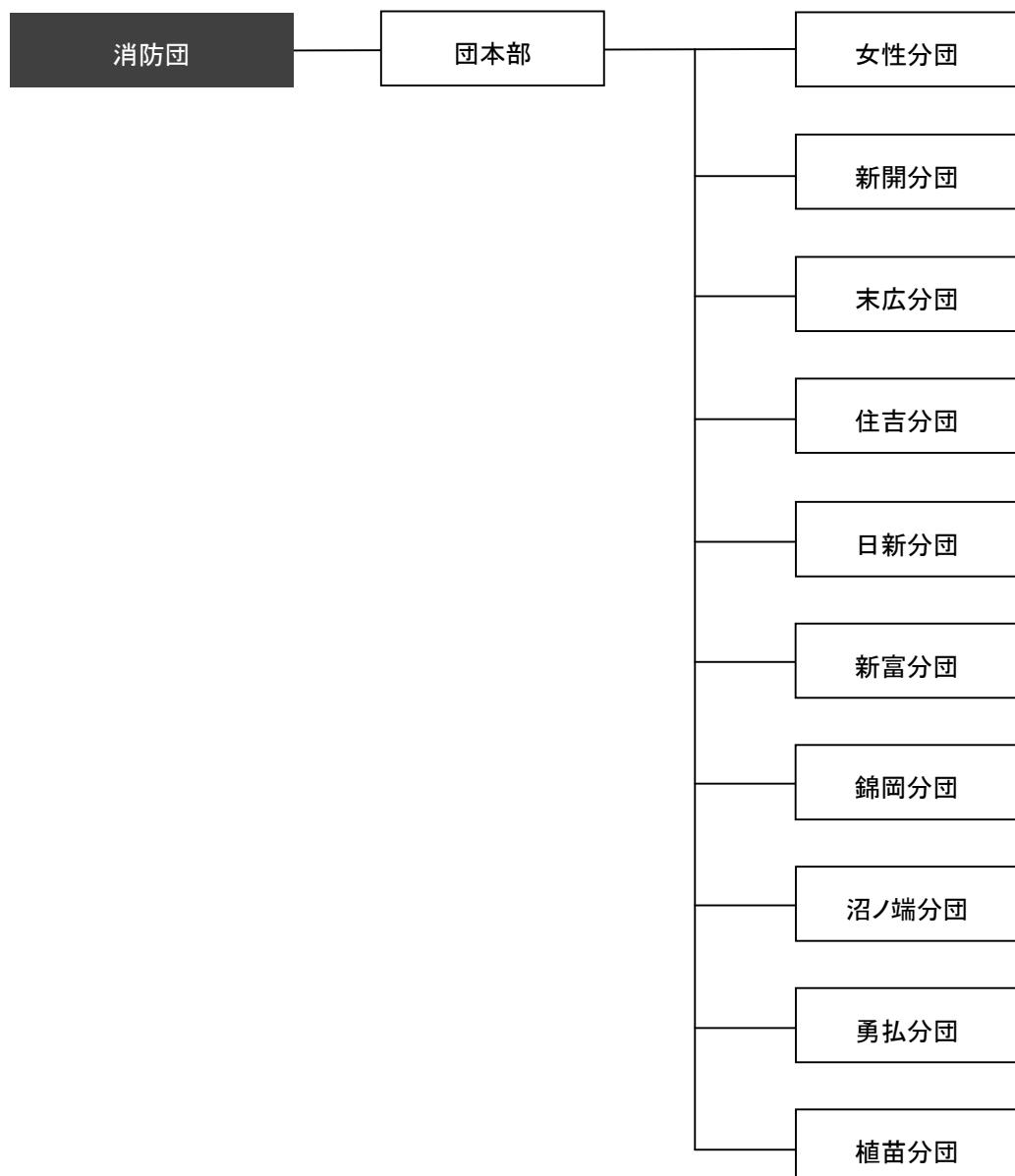
資料 4 水防資器材等整備状況

資料 5 桶門・桶管等一覧

資料 6 用語の定義

【資料編】 資料 1 消防機関の組織





**【資料編】 資料2 消防機関の水防分担区間**

署所等	定員	責任者	管轄
消防本部		消防長	—
消防団本部	17	消防団長	—
消防署		消防署長	明野新町 一本松町 晴海町 明野元町 拓勇西町 三光町 美園町 新明町 日の出町 柳町 新開町 あけぼの町
女性分団	27		市内全域
新開分団	27	新開分団長	明野新町 一本松町 晴海町 明野元町 拓勇西町 新明町 柳町 新開町 あけぼの町
末広出張所		末広出張所長	新中野町 末広町 元中野町 若草町 汐見町 旭町 船見 町 表町 入船町 港町 字丸山 住吉町 音羽町 字高丘 泉町 双葉町 木場町 緑町 春日町 清水町 王子町
末広分団	27	末広分団長	新中野町 末広町 元中野町 若草町 汐見町 旭町 船見 町 表町 入船町 港町
住吉分団	27	住吉分団長	字丸山 住吉町 音羽町 字高丘 泉町 双葉町 木場町 緑町 春日町 清水町 三光町 美園町 日の出町
日新出張所		日新出張所長	日新町 しらかば町 有珠の沢町 桜木町 豊川町 桜坂町 宮の森町 永福町 小糸井町 字糸井 はまなす町 柏木町 川沿町 字高丘
日新分団	27	日新分団長	日新町 しらかば町 有珠の沢町 桜木町 豊川町 桜坂町 宮の森町 光洋町 永福町 小糸井町 日吉町 有明町 字 糸井 はまなす町 柏木町 川沿町
新富出張所		新富出張所長	栄町 高砂町 寿町 本幸町 浜町 見山町 北光町 花園 町 啓北町 山手町 松風町 大成町 青葉町 弥生町 矢 代町 新富町 元町 白金町 字高丘 王子町 幸町 本町 錦町 大町 光洋町 日吉町 有明町
新富分団	27	新富分団長	栄町 高砂町 寿町 本幸町 浜町 見山町 北光町 花園 町 啓北町 山手町 松風町 大成町 青葉町 弥生町 矢 代町 新富町 元町 白金町 字高丘 王子町 幸町 本町 錦町 大町 光洋町 日吉町 有明町
錦岡出張所		錦岡出張所長	澄川町 ときわ町 明徳町 字錦岡 宮前町 美原町 青雲 町 のぞみ町 もえぎ町 字樽前

錦岡分団	27	錦岡分団長	澄川町 ときわ町 明徳町 字錦岡 宮前町 美原町 青雲 町 のぞみ町 もえぎ町 字樽前
沼ノ端出張所		沼ノ端出張所長	字沼ノ端 東開町 沼ノ端中央 北栄町 拓勇東町 字勇払 字植苗 字美沢 字柏原 字真砂 字静川 字弁天 ウトナイ イ北 ウトナイ南
沼ノ端分団	27	沼ノ端分団長	字沼ノ端 東開町 沼ノ端中央 北栄町 拓勇東町 字柏原 字静川 ウトナイ北 ウトナイ南 字勇払（苫小牧港西港区 中央航路の北側に限る）
勇払分団	27	勇払分団長	真砂町 字勇払（苫小牧港西港中央航路の北側を除く） 字弁天
植苗分団	27	植苗分団長	字植苗 字美沢

## 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

1 樽前地区

①~1 道路維持課／維持係

A

D

B

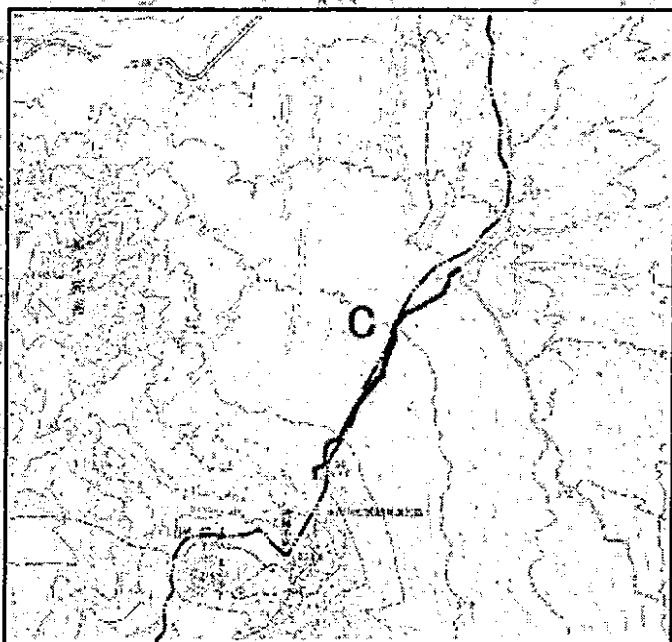
C

①~2 緑地公園課／公園整備係

番号	所在地	施設名	予想被害
A	樽前 高橋宅付近	道 路	路面決壊・道路冠水
B	樽前 段の坂	道 路	雨水流失道路決壊
C	樽前 蛇の沢	道路・水路	法面決壊・土砂流失
D	樽前 ポン樽前川・佐藤病院付近	道 路	道路冠水
E	樽前 TBS団地奥ガロ一橋付近	道 路	路面決壊

## 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

2 錦岡地区



C

②~1 道路維持課／維持係

D

②~2 緑地公園課／公園維持係・緑化係  
設備課／機械担当・電気担当

番号	所在 地		施設名	予想被害
A	錦岡	覚生川・矢田宅付近	道路・宅地	道路・宅地冠水
B	錦岡	卜木卜沼川・小野宅付近	河 川	河岸決壊
C	丸山	樽前観光道線	樽前観光道線	路面決壊
D	錦岡	長峯宅付近	水 路	逆流防止装置チェック

## 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

3 糸井地区

D 有珠の沢町3丁目拡大図

③~1 道路維持課／維持係

③~2 道路河川課／道路整備係  
建築課

番号	所在地	施設名	予想被害
A	糸井 豊木川・高速道路南側	河川	溢水
B	糸井 折原板金前	道路・河川	溢水・道路冠水
C	川沿町 道道糸井2号橋下	遊歩道	道路冠水
D	有珠の沢 有珠の沢町3丁目	道路	道路冠水
E	光洋・青葉 苫小牧川河川敷	遊歩道	道路冠水
F	糸井 樽前養鱒場	河川	溢水
G	糸井 糸井山神社南側	道路	道路冠水
H	澄川 山際排水路	排水路	溢水

# 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

## 4 市中心部・明野地区

【資料編】 資料3 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

④~1 道路維持課／維持係

④~2 道路河川課／道路整備係  
建築指導課／建築確認係・指導係

番号	所在地	施設名	予想被害
A	清水町 清水排水路苦小牧川吐口付近	排水路	溢水・道道冠水
B	高丘 オテ一ネ道線	道路	幌内川溢水・道路冠水
C	木場・若草 旭大通アンダーパス	道路	道路冠水
D	明野元町 明野元町1丁目	道路	道路冠水
E	清水町 清水町1、2丁目	急傾斜地	崩壊

# 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

【資料編】 資料3 大雨洪水時重要巡回点検箇所図



# 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

## 6 植苗・美沢地区

【資料編】 資料3 大雨洪水時重要巡回点検箇所図

⑥～1 道路河川課／道路計画係

⑥～2 道路河川課／河川係  
開発管理課／主査

番号	所在地	施設名	予想被害
A	植苗 村上線	道路	道路決壊
B	植苗 星ヶ丘団地	道路・法面	道路冠水・法面崩落
C	植苗 丹治林業通・丹治沼川・墓地付近	道路	道路冠水
D	植苗 若築団地	道路	道路冠水
E	植苗 植苗	急傾斜地	崩壊

【資料編】 資料4 水防資器機材等備蓄状況

水防用資材

品 名	数 量
麻袋・土のう袋類	350 袋
ビニールシート・布シート	6 枚
ロープ（繩）	100m
鉄線	30 kg
木杭・鉄杭	160 本
予備土	500 m <sup>3</sup>
土のう	2,000 袋
トンパック	19 袋

水防用器材

品 名	数 量
掛矢	4 丁
のこぎり	4 丁
ツルハシ	7 丁
スコップ	50 丁
鉈	2 丁
ペンチ	6 丁
鎌	5 丁
おの	1 丁
ハンマー	6 丁
一輪車	2 台
はしご	7 脚
照明器具	2 台

【平成27年1月1日 現在】

## 【資料編】 資料5 橋門・樋管等一覧

水系名	河川名	左右岸別	樋門・樋管名	所在地
安平川	勇払川	右	古川排水樋門	沼ノ端
"	"	右	沼ノ端排水樋門	沼ノ端
"	"	右	沼ノ端第2排水樋管	沼ノ端
"	"	左	柏原第1排水樋門	柏原
"	"	左	柏原第2排水樋管	柏原
"	"	左	柏原3号排水樋門	柏原
"	"	左	柏原4号排水樋門	柏原
"	"	左	植苗1号排水樋管	植苗236-16地先
"	"	右	植苗2号排水樋管	植苗239-27地先
"	"	左	植苗3号排水樋門	植苗236-25地先
"	"	右	勇払 取水樋管 ※	勇払
"	"	右	植苗4号排水樋管	植苗
"	"	右	勇払 排水樋管 ※	勇払
"	"	左	1号水門	柏原
"	"	左	2号水門	柏原
苦小牧川	苦小牧川	左	見山町樋管	見山町
"	"	左	山手1号排水樋管	山手町1丁目
"	"	左	山手排水樋管	山手町2丁目
"	"	右	高丘1号排水樋管	高丘55
"	"	左	清水の沢排水樋門	清水町4丁目
"	"	左	金太郎の沢排水樋門	清水町4丁目
別々川	別々川	左	国道橋樋門	樽前
"	"	左	別々川第5号排水樋管	社台

## 【資料編】 資料6 用語の定義

用語	定義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第4項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをしているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、

	当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことを行う。
水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

高潮氾濫危険水位	法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
内水浸水想定区域	水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。
高潮浸水想定区域	水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。